

(評議員会招集手続省略 同意書例)

同 意 書

私は、社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条に基づき、下記事項について評議員会を開催することに同意します。

記

- 1 開催日時 ○○年○○月○○日 午前(午後)○○時
- 2 開催場所 社会福祉法人○○○会 法人本部会議室
- 3 議 題 定款○○条改正について

○○年○○月○○日

(氏名) ○○ ○○ 印

社会福祉法人○○会

理事長 ○○ ○○ 様

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(評議員会の招集の通知)

第百八十二条 評議員会を招集するには、理事(第百八十条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。)は、評議員会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。